

火災保険は本当に、守ってくれるのか

～その1「あらぬ疑いをかけられる」

現在、火災保険に関する訴訟を戦っています。

火災保険を掛けていたのに、いざ出火して火災になってしまうと、保険金が出ない。出ないどころか、保険会社の言い分は、保険をかけた人の放火だというのですもちろん、保険会社は面と向かって放火とは言いません。「不真正な事故であると考えている」、等遠回しの表現で言ってきますが、実質的には放火と言われていることと変わりません。

火災原因調査書でも、火災原因は放火などとは書かれていません。また放火なら重罪ですから警察が捜査に動いてもおかしくありません。本件では、そのような事情は一切ありません。それにも関わらず、保険会社は平気で、放火であると主張しているのです。

もちろん、火災保険の支払額は、相当高額になることが多く、支払わずに済めば保険会社にとっては丸儲けなので、営利を目的とする保険会社としては、少しでも争う余地があれば、弁護士費用を投入してでも争う価値は十分にあるのでしよう。

しかし、当の保険をかけた方としてはどうでしょうか。

自宅が全焼し、家財も全てなくした。すぐにでもお金が必要です。

ただでさえ、不幸な事故に遭っているのに、放火魔扱いまでされてしまうのです。

保険を勧誘する際には、保険契約者の全面的な味方の顔をして契約させておいたうえでのこの扱いですから、保険契約者としては到底納得できない場合も多いでしょう。

(続く)